

山口県報

平成24年
6月15日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課).....一

保安林の指定施設要件を変更する旨の通知の内容及び掲示場所(森林整備課).....二

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正
(住宅課).....二

県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課).....三

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課).....三

平成二十四年クーリーニング師試験の実施(生活衛生課).....四

契約の締結(会計課).....五

公安委告示

警備員等の検定の実施.....五

技能検定員審査の実施.....七

教習指導員審査の実施.....七

雑報

争議行為の通知.....一〇

山口県告示第二百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前



評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年六月十五日から同年七月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 住化アグロ製造株式会社
住所 下松市東海岸通り一番地の三
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 住化アグロ製造株式会社下松工場
所在地 下松市東海岸通り一番地の三
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法		
	能 (m^3 /日) 力	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	間 隔 時 間	一 日 当 た の 使 用 時 間	
四九 (二基)	一三・三六	平成二四、 八、六	平成二四、 九、二七	平成二四、 一〇、一	断 続	九時 間	変 動 あり
四九	九・四	平成二四、 七、六	平成二四、 七、六	平成二四、 七、六	"	"	"
"	〇・五二四	"	"	"	"	二 四 時 間	"

備考 「四九」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十九号の農業製造業の用に供する混合施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	七・一	八・五	五	〇・一八 〇・三
	七・一	八・五	五	
	七・一	八・五	五	
化学的酸素要求量 (mg/l)	六・一	六・一	一	〇・〇九 〇・二五
	六・一	六・一	一	
	六・一	六・一	一	
浮遊物質量 (mg/l)	一	一	一	〇・五 〇・八
	一	一	一	
	一	一	一	
窒素 (mg/l)	四・五	四・五	四・五	〇・〇九 〇・二五
	四・五	四・五	四・五	
	四・五	四・五	四・五	
燐 (mg/l)	九・四	九・四	九・四	〇・〇九 〇・二五
	九・四	九・四	九・四	
	九・四	九・四	九・四	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値			排水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
水素イオン濃度 (水素指数)	七・七	八・五	六	一三五 三八〇
	七・七	八・五	六	
	七・七	八・五	六	
化学的酸素要求量 (mg/l)	二・三	二・三	一	一三五 三八〇
	二・三	二・三	一	
	二・三	二・三	一	
浮遊物質量 (mg/l)	〇・九	一・〇	一	一三五 三八〇
	〇・九	一・〇	一	
	〇・九	一・〇	一	
窒素 (mg/l)	一・〇	一・〇	一	一三五 三八〇
	一・〇	一・〇	一	
	一・〇	一・〇	一	
燐 (mg/l)	三	三	三	一三五 三八〇
	三	三	三	
	三	三	三	
チウラム (mg/l)	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六	一三五 三八〇
	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六	
	〇・〇六	〇・〇六	〇・〇六	

山口県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第三十三條第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九條の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十四年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所として指定された目的 保安林と変更に係る指定施業要件 住 森 林 所 有 者 氏 名 又 は 名 称

山口市吉敷字桂ヶ岳七八四の一五

土砂の流出の防備

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種

山口市吉敷五 吉村 宇吉 七一

二 通知の内容を掲示した場所

山口市役所

山口県告示第二百六十号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

表稗田県営住宅の項中「二二号棟」を「二三号棟」に改め、同表川中東部県営住宅の項を次のように改める。

川中東部県営住宅	
A棟及びB棟	〇・八九
C棟からI棟まで	〇・八三

表東岐波県営住宅の項中、「三号棟」を「四号棟」に、「四号棟」を「五号棟」に改め、同表西田中県営住宅の項中、「C棟からE棟まで」を削り、「F棟及びG棟」を「C棟からG棟まで」に改め、同表大道県営住宅の項中、「〇・六三」を「〇・八三」に、「〇・六八」を「〇・八八」に改め、同表旗岡県営住宅の項中、「A棟」を削り、同表海士路県営住宅の項を次のように改める。

海士路県営住宅	A棟からD棟まで	〇・七八
---------	----------	------

表宮野県営住宅の項を次のように改める。

宮野県営住宅	一号棟	〇・九四
	二号棟及び三号棟	〇・八七

表旭ヶ丘県営住宅の項中、「四号棟」を「五号棟」に改める。

山口県告示第二百六十一号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十五日

山口県知事 二井 関成

表稗田県営住宅の項中、「四二」を「八四」に改め、同表東岐波県営住宅の項中、「二七五」を「二七〇」に改め、同表旗岡県営住宅の項中、「七二」を「五六」に改め、同表旭ヶ丘県営住宅の項中、「七〇」を「九〇」に改める。



(二六四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年七月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人通津地区自然と環境を守る会
代表者の氏名 石田 求武
主たる事務所の所在地 岩国市通津二二八九番地の一

(二六五) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年七月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ひつじの会
代表者の氏名 小松まゆみ
主たる事務所の所在地 山口市平井三〇三番地

(二六六) 平成二十四年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成二十四年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十四年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成二十四年九月二日(日曜日)午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の識別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

平成二十四年七月十七日(火曜日)から同年八月三日(金曜日)まで(郵送の場合、八月三日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については、当該住所地の市役所)

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 受験資格があることを証明する書類

(四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表は、平成二十四年九月十九日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口市滝町一番一号、山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所、萩市役所、山陽小野田市役所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二六七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十四年六月十五日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量

財務会計システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年五月十五日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二号

六 契約金額

一億四千七百二十五万八千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成



山口県公安委員会告示第二十二号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十四年六月十五日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員

貴重品運搬警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 平成二十四年九月十九日(水曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 平成二十四年十月二十日(土曜日)

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該

当する者であること。

(一) 貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつ

て、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上で

あるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十四年七月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前八時

三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るも

のとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その

者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員

にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す

る書面

- 三 受検資格
- 三 三の(一)に該当する者にあつては、貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
- 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚
- 七 受検手数料
一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 九 その他
- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。
- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
- | 種別 | 級 | 受検定員 |
|-----------|----|------|
| 貴重品運搬警備業務 | 二級 | 三十名 |
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
- (一) 学科試験
- | 日時 | 場所 |
|-----------------------------|-----------|
| 平成二十四年九月十九日(水曜日)の午前十時から正午まで | 山口市滝町一番一号 |
| | 山口県警察本部 |
- (二) 実技試験
- | 日時 | 場所 |
|------------------|---------------|
| 平成二十四年十月十三日(土曜日) | 山口市仁保下郷一四五九番地 |
| | 山口県警察学校 |
- 詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

- 四 山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。
- 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十四年七月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。
- 五 検定申請書の提出先
山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署
- 六 提出書類
- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類
- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚
- 七 受検手数料
一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 受検票の交付
検定申請書を提出した警察署において交付する。
- 九 その他
- (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
- (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十四年六月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査（普通二種）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十四年七月十九日（木曜日）午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年六月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。）別記様式第一号によること。）
(二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
二万八千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千八百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千五百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百円

備考
大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第二十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十四年六月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十四年七月十九日（木曜日）及び同月二十日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年六月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
 五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。))別記様式第一号によること。
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
 六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。
 七 審査手数料

一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千七百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大自二)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年七月十九日(木曜日)午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年六月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙に

は、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通一種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十四年七月十九日（木曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年六月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千九百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百元

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十四年六月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

(一) 夏季一時金の要求に関する件

(二) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十四年六月十七日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。